

沙弥の乞食を撃ちて現に悪しき死の報を得る縁 第十五

十五

犬養宿禰真老は、諾葉京活目陵の北の佐岐村に居住む。天骨邪見にして乞ふ者を厭惡む。帝姫阿陪天皇の代に当りて、一の沙弥有り。真老の門に就きて食を乞ふ。真老乞ふ物を施さずして、返りて袈裟を奪ひて諸より見て逼し惱して言はく「汝は曷の僧ぞ」といへば、乞ふ者答へて曰はく「我れは是れ自度な鯉寒凝る。明日の辰時に、朝床に起居て彼の鯉を口に含み、酒を取りて飲まむとすれば、口より黒き血を返り吐きて傾き臥し、幻の如くして氣絶え、寐るが如くして命終る。諒に知る、邪見は身を切る利き剣なり、瞋心は是れ禍を招く疾き鬼なり、慳貪なるは餓鬼を受くる苦の因なり、多欲なるは慈施を障る猛き藪なることを。ただし來り乞ふ者を見ば、憐愍を生して和ぎたる顔と悦しき色とをもちて、法施財施すべし。所以に丈夫論に云はく「慳る心多き者は、是れ泥土なりといへども金玉より重す。悲ぶる心多き者は、金玉を施すといへど

も、草木より軽す。乞ふ人を見る時には、「無し」と言ふに忍びず。悲び泣きて涙を墮す」とのたまふ。

女人温しく嫁ぎて子をして乳に飢ゑしめて故に現報を得る縁 第十六

横江臣成留女は、越前国加賀郡の人なり。天骨姪渋しくして、温しく嫁ぐことを宗とす。いまだ丁の齧を尽さずして死にて淹しく年を歴たり。紀伊国名草郡能応里の人寂林法師、國家を離れ他国を経て、法修ひ道を求めて、加賀郡畠田村に至り、年を逕て止住る。奈良宮に宇大八鳩國御めたまひし町ばかり、直きこと墨縄の如し。辺に木草立てり。木草の中を行看れば、大快しく肥えたる女有り。裸衣にして踞る。両の乳脹れて大にして竈戸の如く垂乳」といふ。呻吟ひて病に苦ぶ。林問ひていはく「汝は何の女ぞ」といふ。答

第一十五縁 惡業についての現報説話。
未詳。本説話以外に所伝をみない。
二 菅原伏見東陵。垂仁天皇陵。奈良市尼辻町小字西池に所在。
三 奈良市佐紀町あたり。

四 それどころか逆に。

五 底本訓釈「諸見ヘトヒナシリ」。おまえは誰だ、という目つきで見る意か。『敦煌文獻語言詞典』

六 上巻十九縁。
七 煙凝(けいねう)りができる。

八 午前七時から九時のころ。

九 朝寝の床。

一〇 本説話を、梵網經の第八重戒の懼惜加毀戒を説く説話として把握し、梵網經の「恵心・慎(瞋)心」をもつて布施を行ひないことを説いた記述と本説話の「瞋心」とを関係づけようとする。

一一 本説話を、梵網經後分(下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係であろう。『敦煌文獻語言詞典』

一二 三布施を三種にわかつ、法施、財施、無畏施、とする。

一三 大丈夫論・施慳品、財物施品。諸經要集・六度部・福田縁。

一四 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

一五 本説話を、梵網經の第八重戒の懼惜加毀戒を説く説話として把握し、梵網經の「恵心・慎(瞋)心」をもつて布施を行ひないことを説いた記述と本説話の「瞋心」とを関係づけようとする。

一六 本説話を、梵網經の第八重戒の懼惜加毀戒を説く説話として把握し、梵網經の「恵心・慎(瞋)心」をもつて布施を行ひないことを説いた記述と本説話の「瞋心」とを関係づけようとする。

一七 中村史の説がある。

一八 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

一九 三布施を三種にわかつ、法施、財施、無畏施、とする。

二〇 三大丈夫論・施慳品、財物施品。諸經要集・六度部・福田縁。

二一 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

二二 三布施を三種にわかつ、法施、財施、無畏施、とする。

二三 三大丈夫論・施慳品、財物施品。諸經要集・六度部・福田縁。

二四 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

二五 三布施を三種にわかつ、法施、財施、無畏施、とする。

二六 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

二七 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

二八 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

二九 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三〇 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三一 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三二 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三三 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三四 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三五 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三六 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

三七 二捷疾羅刹(大般涅槃經後分・下)のこと。足がはやい。儺祭詞にみえる穢惡役(きよひのひ)とは無関係である。『敦煌文獻語言詞典』

へていはく「我れは越前國加賀郡大野郷畠田村に有る横江臣成人の母なり。我れ齢丁なりし時に溢しく嫁ぎて邪姪し、幼稚き子を棄てて壯と俱に寐て多の日を逕て、子をして乳に飢ゑしめき。ただし子の中に成人はなはだ飢ゑき。

先に幼き子をして乳に飢ゑしめし罪に由るが故に今乳脹る病の報を受く」といふ。問ひていはく「何にして此の罪を脱されむ」といふ。答へていはく「成人知らば我が罪免されむ」といふとみる。林夢より驚き醒めて、独心に怪び思ひて彼の里を巡り訊ふ。是に有る人答へて言はく「當に余れ是れなり」といふ。林夢の状を述ぶ。成人聞きて、言はく「我れ稚き時に母を離れて知らず。

ただし我が姉有りて能く事の状を知る」といふ。姉を問ふ時に、答へていはく「實に語の如し。我れ等が母公は面姿殊しく妙にして、男に愛欲せられ溢し免されたり」といふ。誠に知る、母の両の甘き乳、寃に恩深しといへども惜みて哺育まざれば、返りて殃罪と成ることを。あに飲ましめざらむや。

「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り經を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪ゆる」。誠に知る、母の両の甘き乳、寃に恩深しといへども惜しく嫁きて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲びて言はく

「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り經を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪ゆる」。誠に知る、母の両の甘き乳、寃に恩深しといへども惜しく嫁きて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲びて言はく

「我れ思ひ怨みず。何すれぞ慈母君、是の苦の罪を受くる」といふ。仏を造り經を写して、母の罪を贖ふ。法事已に訖りて後に悟の夢に曰はく「今、我が罪ゆる」。誠に知る、母の両の甘き乳、寃に恩深しといへども惜しく嫁きて乳を惜みて子に乳を賜はざりき」といふ。爰に諸の子悲びて言はく

五 原文「為男愛欲」。被動。
六 → 中巻十五縁。寂林の夢に再び成眉女があらわれたのである。われたのである。女は成人に対して罪を犯している。成人が許すならば罪は消える。成人は私の罪を許すだろう。「我曾不知、今我奉レ免」(中巻十五縁)
七 迷いの世界を脱して淨域に渡された。より高い地位の存在へ転生した。
八 私がその成人です。

いまだ作り畢らざる捻壇の像呻ふ音を生して奇しき表 を示す縁 第十七

沙弥信行は、紀伊国那賀郡沙弥氣里の人なり。俗姓は大伴連の祖是れなり。俗を捨てて自度し、鬢髪を剃除り、福田の衣を著て、福を求め因を行ふ。その里に一の道場有り。号けて弥氣山室堂と曰ふ。其の村人等私の堂を造る。

故を以ちて字とす法名は慈氏禪定堂と曰ふ。いまだ作り畢らざる捻壇の像二一体有り。弥勒菩薩の脇士なり。臂手折れ落ちて鐘台に居く。檀越量りて曰はく「斯

の像を山の淨き処に隠藏せ」といふ。信行沙弥、常に其の堂に住み、鐘を打つを宗とす。像のいまだ畢らざることを見て、なほ以ちて患とす。落ちたる

臂は糸を以ちて縛り副ぐ。像の頂を撫でて毎に願ひて言さく「當に聖人有りて、因縁を得しめよ」とまうす。淹しく數の年を逕て、白壁天皇の代の宝亀二年

辛亥の秋七月の中旬に夜半より呻ふ声有りて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。其の音細く小く、女人の音の如くして、長く引きて呻ふ。信行

初は思はく、山を越えむとする人の頗に病を得て宿るとおもひ、すなはち起き

第十七縁 あやしき表の説話。

九 塑像。彩色がほどこされていたであろう。

「捻」は手でこねる意。塑像をあらわすばあいに「捻」とされることが多い。「捻弥勒像」(七大寺年表)、「捻像一軸(西大寺資財流記帳)」。

十 元興寺の僧(東域伝燈目録)。生歿年未詳。

十一 和歌山市上三毛、下三毛あたり。

十三 原文俗姓大伴連祖是也。「祖字可レ疑、恐有レ誤」(改証)。本書では「俗姓」の語によつて示されるのは氏と姓。したがつて「祖」は名とは考えにくい。先祖の意と解すべきであろうが、措辞に問題がある。

十四 未詳。

十五 「字」は通称。「法名」は、仏教的な名称の意か。

十六 堂名に「山室」とあり、下文に「越レ山之人」と云ふ。慈氏は弥勒。「慈氏禪定堂は弥勒菩薩の禪定の堂。」「禪定」は、禪。心をしずめて覺りを得ること。

十七 鐘樓。

十八 堂名に「山室」とあり、下文に「越レ山之人」と云ふ。慈氏は弥勒。「慈氏禪定堂は弥勒菩薩の禪定の堂。」「禪定」は、禪。心をしずめて覺りを得ること。

十九 云ふ。この堂が山越えの道すじにあたつて、このことをうかがわせるが、どの山を越えるどのような道すじなのか。あきらかでない。ここに「山」とあるが不明。「隠藏乎山淨處」とあるのは、像を死屍のごとくみなししての表現。↓下卷縁、上巻十二縁。

二十 造像を完成させるためのもの。経済的、人的な援助。